

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																						
三河衛生専門学校		平成9年4月1日	丸山 健		〒444-0005 愛知県岡崎市岡町原山12-130 (電話) 0564-48-6680																						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																						
学校法人愛知産業大学		昭和26年3月8日	小林 英三		〒460-0016 名古屋市中区橋2-6-15 (電話) 052-339-2781																						
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	歯科衛生士科		平成25年文部科学省 認定	-																						
学科の目的 歯科衛生士に必要な専門教育を施すとともに、豊かな知性と誠実な心を持ち社会に貢献できる人材を育成																											
認定年月日 平成30年2月28日																											
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3	昼間	2850	900	300	1650	0	0																				
生徒数																											
生徒総定員		生徒定員	留学生数(生徒定員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
120人		117人	0人	5人	19人	24人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 (1)出席状況及び試験、課題等の結果を総合的に評価する。																						
長期休み	■学年始:4月1日～3月31日 ■夏 季:7月21日～8月31日 ■冬 季:12月21日～1月10日 ■学年末:3月21日～3月31日			卒業・進級 条件	(1)本校所定の教育課程を履修し、必要単位をすべて修得していること。 (2)卒業試験に合格していること。 (3)学校納付金を完納していること。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 (1)担任との個別面談 (2)保護者との連携及び保護者会の実施 (3)専任教員間での指導記録の共有			課外活動	■課外活動の種類 (1)学校紹介行事 (2)ボランティア (3)企業健診 ■サークル活動: 有																						
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 歯科医院、病院、歯科関連企業等			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)																						
	■就職指導内容 (1)個別相談 (2)履歴書添削 (3)就職面接指導				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>②</td> <td>38人</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>NPO日本歯業・インストラクター3級</td> <td>③</td> <td>38人</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士	②	38人	38人	NPO日本歯業・インストラクター3級	③	38人	38人								
	資格・検定名	種	受験者数		合格者数																						
歯科衛生士	②	38人	38人																								
NPO日本歯業・インストラクター3級	③	38人	38人																								
■卒業生数 38 人 ■就職希望者数 38 人 ■就職者数 38 人 ■就職率 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 100 %			<p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p>																								
■その他 ・進学者数: 0人			■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																								
(令和 2 年度卒業生に関する 令和3年5月1日時点の情報)																											
中途退学の 現状	■中途退学者 6名 令和2年4月1日時点において、在学者120名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者114名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 学力不振、進路変更等 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による本人・保護者面談等			■中退率 5%																							
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 経済支援奨学金、学修奨励奨学金 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										
当該学科の ホームページ URL	http://mikawa-dental.ac.jp																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めませんが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業等との連携により、歯科衛生士業務および学生指導に必要な実践的かつ専門的な能力を持つ人材を育成することを目的とし、本学科教育編成委員会を通じて、教育活動等の改善・充実を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ①学内委員により大まかな科目全体の割り当てを決定する。
- ②企業関係者委員より、業界の動向等を伺い次年度の教育課程編成方針を決定する。
- ③学内委員より、詳細な内容の教育課程案を作成し、教育課程編成委員会に諮り、次年度教育課程を決定する。
- ④前期終了後、学内委員により現時点の問題点・課題点を集約し、後期の改善できるもの、次年度に改善できるものを洗い出し、教育編成委員会にて討議決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
丸山 健	三河歯科衛生専門学校 校長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	
藤原 正寛	岡崎歯科医師会会長(藤原歯科)	"	③
大澤 守	豊田加茂歯科医師会会長	"	①
長澤 恒保	刈谷市歯科医師会会長	"	①
竹内 利和	安城市歯科医師会会長	"	①
三田 崇	西尾市歯科医師会会長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	①
水野 博史	碧南歯科医師会会長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	①
大見 大輔	知多市歯科医師会会長(おおみ歯科)	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③
前田 順子	三河歯科衛生専門学校 教務部長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	
小池 美佳	三河歯科衛生専門学校 教務主任	"	
川上 理永	三河歯科衛生専門学校 教員	"	
遠山 麻希子	三河歯科衛生専門学校 教員	"	
藤井 広美	三河歯科衛生専門学校 教員	"	
梅村 浩司	三河歯科衛生専門学校 事務長	"	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(10月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年11月14日(18:30～19:30)

第2回 令和3年3月11日(9:00～9:50)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

企業内実習の成績評価基準が担当者ごとに異なっており、成績にばらつきがあると指摘があった。企業内実習開始前に、受け入企業(歯科医院)の担当者集めて説明会を開催し、その中で統一的な成績評価方法について説明を行うこととなった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。)を締結して実習を行っている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ①実習等の実施に加え、授業内容や方法及び学生の学修成果の評価について企業等と連携している。
- ②学修成果の評価や単位認定にあたり、学生が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている。
- ③最終的な実習評価については、実習施設での意見や評価を基準に、実習前後を含めた本科での評価を総合して、学生の評価としている。

(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅰ	指定規則に定める授業要綱に基づき学校内で学んだ知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うことを目的とする。	刈谷豊田総合病院、碧南市民病院、蒲郡市病院、岸本歯科、シバタ歯科、宮田歯科医院、若林歯科、神谷デンタルクリニック、松本歯科医院、のじまデンタルクリニック、岡崎市保健所、さくらの里
臨地実習Ⅱ	指定規則に定める授業要綱に基づき学校内で学んだ知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うことを目的とする。	岡崎市民病院、豊川市民病院、神谷ファミリー歯科、西尾みなみ歯科医院、いそがい歯科、ハビネス歯科こども歯科クリニック、すまいる歯科、和田歯科、愛厚藤川の里、桜井幼稚園

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校の「教育研修に関する規程」第1条では、専任教員が専攻分野における実務に関する知識、技術及び授業運営、学生に対する指導等の修得・向上を目的とし、企業等との連携により組織的に行う教育研修に関する必要な事項を定めるものとする。」としている。
専任教員認定歯科衛生士制度規定に従い、新任教員は講習会Ⅰ～Ⅴまでを順に受講し資質の向上を図る。(年1つずつ受講)さらに認定登録を終えた教員も、5年ごとに講習会Ⅵを受講し認定更新を行う。日本歯科衛生教育学会・日本歯科衛生士学会等の学会に参加し生涯学習を行っている。また、専門分野における知識の向上のために、東海地区歯科衛生士教育協議会の講習会に年1回全員が参加している。研修終了後は速やかに校長へ報告する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)
期間:令和2年8月17日(月)～18日(火) 対象: 歯科衛生士養成学校教員
内容:新任教員が講習会Ⅰから毎年受講し5年間でⅤまで受講する。歯科衛生士業界の最新情報を得て今後の学生指導に役立てる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)
期間:令和2年12月19日(土)～20日(日) 対象:歯科衛生士養成学校教員
内容:就任5年目以降の教員が、教員個々の技能・技術向上を目指し、即戦力となる人材育成のため、個々のスキルアップを図る。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)
期間:令和3年8月23日(月)～24日(火) 対象: 歯科衛生士養成学校教員
内容:就任後3年目に受講する講習会。歯科衛生士業界の最新情報を得て今後の学生指導に役立てる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)
期間:令和3年12月17日(土)～12月24日(金) 対象:歯科衛生士養成学校教員
内容:就任5年目以降の教員が、教員個々の技能・技術向上を目指し、即戦力となる人材育成のため、個々のスキルアップを図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

自己点検・評価を全職員が一体となって取り組み、自ら学校運営・教育活動の改善に取り組むとともに、本校と関わりの深い臨地・臨床実習指導者、卒業生、保護者等から構成された「学校関係者評価委員会」を設置する。学校関係者評価委員会は、本校が行った自己点検・評価およびそれを踏まえた今後の改善方針についても評価を行い、評価結果を公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者として、業界関係者、保護者、卒業生より構成(各1名以上)された、「学校関係者評価委員会」を設置し、実務に関する知見を活かし、教育目標や教育環境を評価する。学校長はその評価結果を職員会議等で協議し、次年度の教育活動および学校運営の改善に役立っている。(教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受け入れ募集、財務、法令等の遵守)

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
新貫 良美	蒲郡市民病院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	臨床実習指導者
安面 紀代子	のむら歯科クリニック	"	卒業生
楠本 裕枝	豊橋歯科衛生士専門学校	"	卒業生
松下 佳世子	在学生保護者	"	保護者
山口 詠子	在学生保護者	"	保護者
小林 裕代	在学生保護者	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	保護者
藤田 裕香	在学生保護者	"	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: <http://mikawa-dental.ac.jp/information>

公表時期: 令和3年6月14日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は、文部科学省より提示された「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に従い、学生、保護者、業界関係者など本校に関する関係者の理解を深め、これらの方々と連携・協力するとともに、教育活動その他学校運営の状況に関する情報を提供して行くものとする。学校評価推進委員会は、毎年実施する自己点検と学校関係者評価委員会での評価結果をホームページ上に公開する際、その他提供する情報についても見直して更新する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	所在地、連絡先、校長名、学校の特色、教育目標、教育指導方針・計画、沿革、建学の精神と教育理念
(2) 各学科等の教育	学科の定員数・総定員数・入学者数・総学生数、成績評価の基準・方法および卒業条件、目指す資格、資格取得実績、カリキュラム
(3) 教職員	教職員数(専任教員数・兼任数)、校務運営組織、教員の主な担当科目
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組
(6) 学生の生活支援	学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	事業・財務報告
(9) 学校評価	学校関係者評価報告書、自己評価報告書
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://mikawa-dental.ac.jp/information>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士科)														
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
							講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択												
1	○		心理学	心を学ぶ心理学。人間の心について様々な角度から理解します。その理解は将来、いやいあなたが生きている日常生活から役立つものでしょう。今話題の脳科学の知識も交えながら学んでゆきます。	1・前	30	2	○			○		○	
2	○		社会学 (人間関係論)	「人間とは何か」また、「人間関係はどうあるべきか」を具体的な事例に即していろいろな角度から考え、「人間」を学ぶとともに、各自の「人間性」を磨くことを目標としている。	1・前	30	2	○			○		○	
3	○		生物学	生物がどのように生まれ、どのように生命を維持しているか理解する。その中で生物に備わっているそれぞれの器官が何をしているところなのか、またその働きは何なのか科学的に理解し、その働きが失われると、どんなことが起こるのか医学的な見方から学習する。	1・後	30	2	○			○		○	
4	○		化学	物質のみごとな構造原理、あるいは反応の原理を知り、理解することにより、歯科衛生士としての歯科医療の基礎知識、職域に関する科学知識を習得する。	1・前	30	2	○			○		○	
5	○		英語 I	高校までに習った英語を実際に理解し、会話の土台が出来るようになること。	1・前	30	1		○		○		○	
6	○		歯科衛生士概論	歯科衛生業務を有効に展開するために必要な態度・姿勢と専門知識や全体像を学ぶ。また、倫理的に判断して行動するのは何のためか、専門技術とは何か、患者・スタッフの安全確保はどうするのかを考え、歯科衛生士の現状を理解する。	1・前	30	2	○			○		○	
7	○		解剖学	私たちのからだは骨や筋肉、内臓、血管、神経など、たくさんの器官からなり立っている。それらの関係やしくみを理解し、からだのすばらしさを学ぶ。	1・後	30	2	○			○		○	
8	○		歯牙解剖学	講義の目的は日常何気無く覗いている口腔を中心とする顔を構成する部、歯、口蓋舌、粘膜等の解剖学的名称を覚えて、歯科衛生士としての基礎知識を身に付けて頂く	1・前	30	2	○			○		○	
9	○		組織発生学	組織学は顕微鏡を用いて人体の微細構造を理解する学問です。発生学では受精した1個の卵細胞が分割・着床し、個体が形成され出生するまでの過程を学びます。	1・前	15	1	○			○		○	
10	○		生理学	一般生理学として、細胞レベルの知識を修得し、各機能に関する知識を修得する口腔生理学として、咬合・咀嚼などの機能に関する知識、歯と口腔の感覚に関する知識などを修得する。	1・前	30	2	○			○		○	
11	○		微生物学	微生物学は歯科医療の基礎的な学問である。口腔感染症である齲蝕や歯周病は、微生物が原因である。また、医療の現場における感染予防のためにも、微生物について知ることが必要である。これらのことを踏まえ、歯科医療に必要な微生物学の基礎を学ぶ。	1・後	30	2	○			○		○	
12	○		基礎実習 (歯牙解剖実習)	歯の形について理解を深めるため、模型の歯を用いて歯の大きさを測定し、スケッチをする。また石膏棒を削って歯の形を作る。	1・後	15	1				○		○	

13	○		基礎実習 (生理実習)	血液細胞を観察し、各細胞の働きを再認識。血液型など輸血に関する知識も習得する。循環器系実習でバイタルサイン、呼吸器系実習で肺活量測定などを行い、体組成計、自律神経測定装置を用い、メタボ、自律神経系疾患についても実習を通じて学ぶ。	1・前	15					○	○						○		
14	○		基礎実習 (微生物実習)	実際に細菌を培養したり滅菌したりすることによって、細菌レベルでの清潔・不潔の区別の考え方を身につけるために、グラム染色等を通して細菌の取り扱い方等を学び、口腔内細菌や枯草菌(芽胞)の観察等を行う。また、手指消毒の検証も行う。	1・後	15						○	○						○	
15	○		病理学	病理学は病気の本態を明らかにする学問である。したがって、病理学は単に病気の原因や病変の成り立ちを教えるだけでなく、病気の診断やその治療あるいは病気の予防などに関するいろいろな知識を与えてくれる学科である。	1・後	30	2	○					○						○	
16	○		衛生学・公衆衛生学	臨床医学が個人の病気を研究対象とするのに対し、衛生学・公衆衛生学は集団の健康を研究対象とする。少ない人数で、たくさんの人の健康を守ること。なじみの薄い分野だが、ドキュメンタリー映像や現場の映像を見て学ぶ。	1・通	30	2	○					○						○	
17	○		栄養指導	栄養指導は、各栄養素の理解と、体内での営みを知り、食生活を通じて、それぞれの食品から作られた食事が健康の予防・維持、増進にどう関係しているかを知り伝えることを目的とする学問である。	1・通	30	2	○					○						○	
18	○		生化学	生命活動を化学的な側面から理解するための基礎的知識を学ぶ。水と栄養素(糖質、脂質、タンパク質、ビタミン、ミネラル)の役割と代謝について理解する。口腔組織の構造と構成成分、歯の堆積物について学ぶ。免疫の基礎的知識を学ぶ。	1・前	30	2	○					○							○
19	○		保存修復学	むし歯、打撲等により部分的に生じた硬組織(エナメル質、象牙質)の欠損部の進行を防止し、その欠損部を元の形態に修復するための原則と方法を学ぶ学問である。	1・後	15	1	○					○							○
20	○		歯内療法学	講義ではう蝕(むし歯)などによって引き起こされる歯髄疾患や根尖性歯周疾患について学び、それらの予防や治療法について理解し、臨床の場において実践できるように教育していく。	1・後	15	1	○					○							○
21	○		歯周療法学	歯周病とは、歯を取り巻き、歯を支えている歯周組織の病気です。歯周療法は、この歯周病の成り立ちとそれに対する予防・治療法を学ぶ学問です。	1・前	30	2	○					○							○
22	○		歯科補綴学	歯の一部欠損に対し、冠をかぶせたり、歯そのものの欠損に対し、人工物によってそれを補い、「食べること」、「発音すること」、「歯の審美性」を回復することを目的とする学問である。	1・前	30	2	○					○							○
23	○		矯正歯科学	咀嚼器官の成長と発育について学び、不正咬合が原因での咀嚼系、歯周系及び発音の変化について、その予防、改善及び治療を学問的基盤にもとづいて考察します。	1・後	30	2	○					○							○
24	○		歯科予防処置Ⅰ	歯科予防処置とは歯や口腔の疾患(う蝕や歯周病)を予防して健康な状態を維持増進するために行われる専門的な処置をいう。そのための知識、技術および態度を習得する。	1・通	135	3	△				○	○							○
25	○		歯科保健指導Ⅰ	自らの口腔内を観察することや、口腔清掃自習法を通し、口腔正常像や初期病変を理解するとともに、歯科保健指導に必要な知識を学ぶ。	1・後	45	1	△					○	○						○
26	○		歯科材料	歯科診療に使用する歯科材料について組成と口腔内環境における物理的性質、機械的性質、化学的性質および生物学的性質ならびに、これらの性質に影響を及ぼす取り扱い方法について講義を行う。	1・前	30	2	○					○							○
27	○		歯科診療補助Ⅰ	歯科診療補助には、歯科衛生士が患者に対応する業務と、歯科医師の歯科診療の介添えをする業務があり、それに必要な基礎知識の習得と、臨床の場に十分対応し得る技能の習得をする。	1・通	135	3	△					○	○						○

28	○		マナー実務	患者さんとのより良い人間関係を築くためにビジネスマナーは必須です。本講座は、社会人としての一般的なマナーを実践形式で学ぶことにより、各自が心づかいできる人へと成長することを目的としています。	1・後	30	1		○		○								
29	○		コンピュータ演習	コンピュータの活用は、今や万人にとって社会的に不可欠の技能となっているが同時に日進月歩の分野でもある。そのため、通り一遍の技能を身につけるよりもコンピュータ自体に興味を持ち自ら活用していく意欲を持つことが重要である。	1・後	30	1		○		○								
30	○		英語Ⅱ	英語Ⅰで取得出来た英会話スキルを発展して、コミュニケーションのための英語スキルを身につける。	2・前	30	1		○		○								
31	○		体育	全身をくまなく動かして、体力づくり・身体・心のリフレッシュを目的に運動を実施。	2・前	45	1				○	○							
32	○		薬理学	薬の生体に対する作用について、どこに（作用部位）、どの様に（作用機序）、どのような効果（薬理作用）を現わすか、また、使用方法（適用経路、連用・併用）による効果の現われ方や副作用について学ぶ。薬理学の知識は日常生活においても役に立ち、国家試験も決して難問ではない。楽しく学びましょう。	2・前	30	2		○			○							
33	○		社会福祉	社会福祉に関する理論、制度、政策などの基本的な事柄を学ぶとともに、高齢者、児童、障がい者その他の福祉の実態から今後の社会福祉の在り方について考えられるようにする。	2・後	30	2		○			○							
34	○		歯科臨床概論	口腔は、呼吸気道の入り口であると同時に、栄養摂取の第一相として重要である。この口腔の機能である、物を味わう、会話を楽しむ、個性や審美性といった特性を良く理解すると共に、これらの機能、形態を損ねる疾患群を学ばれたい。	2・前	30	2		○			○							
35	○		口腔外科学	口腔外科学は、口腔領域の疾患、すなわち、諸器官の先天的な異常、変形及び腫瘍（腫れもの）、炎症、外傷、顎関節等に対して正しく診断し処置を施行することを学びます。	2・前	30	2		○			○							
36	○		歯科予防処置Ⅱ	口腔疾患を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術および態度を習得する。さらに相互実習を通して、予防処置の実践力を身につける。	2・通	90	2		△			○	○						
37	○		小児歯科	小児歯科は、日々、成長過程にある子どもを対象とする歯科医学の中の一分野である。この成長過程にある子どもの口腔領域の正常な発育を図り、それを障害する疾患や異常について、予防と治療を行う。	2・前	30	2		○			○							
38	○		障害者歯科	障害者を取り巻く環境や障害者の心身の特徴を理解したうえで、障害者歯科診療の介助ならびに歯科保健指導に必要な基本的な事項を学ぶ。	2・前	15	1		○			○							
39	○		歯科保健指導Ⅱ	小集団指導の伝達方法や媒体づくりを通し、地域歯科保健活動について学ぶ。対象者（患者）の問題を科学的な思考をもって解決する「歯科衛生過程」の基本と考え方を学ぶ。	2・通	45	1		△			○	○						
40	○		食育実習	食物の知識と「食べ方」を通して健全な心身を養い、豊かな人間性を育む。口腔保険の専門家として、「食」に関する知識を習得し、保健指導力を身につける。	2・通	90	2					○	○						
41	○		放射線	本講義は、診療の円滑、正確、安全を期すべく、放射線の基礎知識、障害と防護の理解の上で、撮影介助技術が習得できることを目標に行われる。	2・前	15	1		△			○	○						
42	○		看護法大意	看護の概念、歯科衛生士に必要な基本的な看護技術や看護実務について学ぶ。	2・前	15	1		○			○							

58	○		総合学習	臨床実習終了後に、基本的な事項を再確認するとともに、知識・技術を総合的にまとめるために行う。過去の国家試験問題などを中心に問題を解いて、疑問点などを各自で調べ、理解を深める。	3・後	90	3		○	○	○			
59	○		臨地実習Ⅱ	指定規則に定める授業要綱に基づき学校内で学んだ知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけてりかいてける能力を養うことを目的とする。	3・前	450	10		○	○				○
60	○		卒業研究	歯科衛生士業務に関する疑問や課題について研究し、新しい知識や理論を導き出す。歯科衛生研究の考え方、まとめ方、研究成果の発表を通し、歯科衛生研究を学ぶ。	3・通	30	1		○	○	○			
合計			科目			2,850時間 (108単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
全授業科目の単位を修得後卒業試験に合格し、卒業判定会議にて卒業が認められた者		1 学年の学期区分	2 期
		1 学期の授業期間	1 7 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。